## 岩手県選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定により指定した不在者投票ができる病院等の所在地について、次のとおり変更があった。

平成26年7月11日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

種別	施設の名称	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	发 文 十 月 日
老人ホーム	社会福祉法人麗沢会特別養護	岩手郡滝沢村鵜飼字細谷地22		平成26年1月1日
	老人ホームたきざわの家	番地1		